

「サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携のガイドライン」の概要

1・2 策定主旨及びサ付き住宅制度の概要

※サ付き住宅…サービス付き高齢者向け住宅

- (1) 本ガイドラインの目的及び位置付け
- 高齢者が医療や介護が必要になっても安心して住み続けることのできる住まいを充実させるため、サ付き住宅における医療・介護連携の質の確保・向上を図ることを目的とする
 - サ付き住宅を運営する事業者等のうち、医療・介護連携を行っている事業者を対象に、守らなくてはいけない必須のポイントと、守ることが望ましいポイントを提示
- (2) サ付き住宅の制度と特徴
- 高齢者単身・夫婦世帯の急激な増加等を背景に、平成23年10月より制度運用開始。
 - 一定の面積基準やバリアフリー構造、一方的な契約解除の禁止等による居住の安定性確保
 - 日中常駐のスタッフによる生活支援サービスの提供と、必要に応じた医療・介護サービスとの連携

3 都内のサ付き住宅の状況

- (1) 都内のサ付き住宅の現状
- 257件9,623戸が登録済(H27.3.1現在)。
 - 多くの住宅が医療機関や介護事業所と連携して入居者の生活をサポートしている。
 - 一方で、連携の方法や内容等は住宅によって異なる。
- (2) サ付き住宅における医療・介護連携の必要性
- 様々なニーズを持つ入居者に適切対応できる医療・介護連携を行うことが重要
 - 一方で、入居者が不利益を被ることのないよう、入居者がサービスを自由に選択できることを、わかりやすく丁寧に説明することが必要
 - 地域との連携体制を構築し、地域に開かれた住宅としていくことも必要

4 医療・介護連携のポイント

★印…当ガイドラインの必須事項 ⇒ 別途、サ付き住宅として遵守が義務づけられる事項を定めた「高齢者向け住宅における生活支援サービス提供のあり方指針」に、新たに盛り込む

ポイント	連携の視点	項目例
連携Point (1) 医療・介護連携の 前提条件	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者による医療・介護サービス選択の自由が確保され、その提供内容が入居者の状態や意向を反映したものか【★】 ・住宅が地域のニーズを把握しているか【★】 ・連携先事業所が地域の医療・介護資源として機能しているか ・住宅・連携先事業所間で共有される入居者の個人情報の保護は、担保されているか【★】 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用する医療・介護事業所を自由に選択できることを契約の重要事項説明書に盛り込むなど、入居者に十分説明している【★】 ○住宅の整備を行う段階から、区市町村や地域包括支援センター等地域の関係機関との連携体制が取れており、地域のニーズを把握している【★】 ○連携先事業所が地域の医療・介護資源として機能しており、過去1年以内に住宅入居者以外への医療・介護サービスの提供実績を有している ○入居者に対して、入居者の個人情報の利用目的、管理方法等を書面により周知した上で、当該個人情報を住宅・連携先事業所間で共有することについて、入居者から書面により同意を得ている【★】
連携Point (2) 立地・建物の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅と連携先事業所との日常のコミュニケーションや情報共有が図りやすい立地や建物の構造になっているか ・居室が生活支援サービスのみならず、医療・介護サービスが提供しやすいつくりとなっているか 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅と併設事業所の事務所が共用 ○住宅と連携先事業所とで打合せができる場所がある ○居室が医療・介護業務に適したつくりになっている
連携Point (3) 人員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者が必要とするサービスに関わる専門的知識を有する職員が住宅や連携先事業所に配置されているか【★】 ・連携を調整する職員が定められているか【★】 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅や連携先事業所において、入居者が必要とするサービスの提供に適した専門的人材が確保されている【★】 ○連携先事業所との連携調整担当者を配置している(兼務を含む)【★】
連携Point (4) 連携の手段 (情報共有)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有の手段を定めているか【★】 ・情報共有の手段は、わかりやすく、活用しやすいか ・個人情報が適切に管理されているか【★】 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅と連携先事業所の間で情報共有の手段を定めている【★】 ○住宅と連携先事業所の間で情報共有の手段や手順を書面でもとめており、住宅と連携先事業所において共有している ○住宅が、医療・介護事業所との連携をコーディネートし、三者による情報共有を行っている ○情報共有に当たって、個人情報が適切に管理されている【★】
連携Point (5) 医療・介護連携の質 の向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者に対するサービス提供の方針を確認する場があるか ・連携に関わる職員のスキルアップの取組はあるか ・地域連携の取組を行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅、医療、介護の三者が合同で研修を実施している ○住宅職員や連携先事業所の職員が、看取りの研修を受けている ○区市町村が主催する在宅療養連携推進協議会等に参加している

5 参考資料

- (1) 東京都医療・介護連携型サ付き住宅モデル事業
- (2) サ付き住宅における医療・介護連携のチェックリスト

ガイドラインの運用方法

- ◆年1回、ガイドラインに基づくチェックリストを都内で医療・介護連携を行う全てのサ付き住宅に配布
- ◆回収したチェックリストを都のホームページで住宅ごとに公表
- ◆サ付き住宅に対する立ち入り検査時に、チェックリストを元に連携の状況を確認

⇒ ①サ付き住宅における連携の質の確保、②サービス内容の透明性の確保、③都民の住まい選びの参考 につなげる